

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-6
処分の種類	販売業者等の販売の方法の適合命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第20条の6第2項			
処分の概要	販売業者等の販売の方法が技術上の基準に適合していないと認めるときは、基準に適合するよう命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				